

## 【参考資料】

### 川越市社会福祉協議会概要

- 1 川越市社会福祉協議会の成り立ち
- 2 川越市社会福祉協議会とは
- 3 川越市総合福祉センター（オアシス）と市社協
- 4 組織

# 川越市社会福祉協議会概要

## 1 川越市社会福祉協議会の成り立ち

社会福祉協議会は、戦後、連合軍総司令部（GHQ）からの提案を受け、既存の団体が発展的に解消し、新たに設立された組織である。昭和26年に中央社会福祉協議会が設立され、都道府県社会福祉協議会も同年のうちに設立された。このような流れのなか、川越市社会福祉協議会は、昭和26年3月3日に設立され、昭和42年3月28日に「社会福祉法人」の認可を受けた。

その後、平成12年6月、社会福祉基礎構造改革により社会福祉法が成立し、これによって、市町村社会福祉協議会が社会福祉協議会の基礎単位として位置づけられるとともに、社会福祉協議会の目的が「地域福祉の推進」にあることが明記された。

## 2 川越市社会福祉協議会とは

川越市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）は、22の地区社協と約57,000の会員（個人・法人）が参加する、民間の社会福祉活動を推進することを目的とし、営利を目的としない社会福祉法人である。

社会福祉法人川越市社会福祉協議会定款は、経営の原則として「社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的に経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図るものとする」としている。

また、事務所を川越市総合福祉センター（以下「オアシス」という。）内に置き、指定管理者としてオアシスの管理運営も行っている。

## 3 川越市総合福祉センター（オアシス）と市社協

川越市総合福祉センター条例によれば、川越市総合福祉センターとは、「高齢者及び障害者の自立の促進及び健康の増進を図り、もって市民の相互交流と福祉の向上に資するため」設置された公の施設である。愛称の「オアシス」は、一般公募により、「オ」…老いも若きも、「ア」…足腰きたえ、「シ」…しっかり健康、「ス」…スマイルの頭文字をとって付けられた。

そこは、公的福祉サービスが供給される場というだけでは無く、お年寄りや障害者が仲間と集い一日を過ごすこともできる、地域に根ざした福祉施設であり、開所からまる16年が経つ。

オアシスの建設が検討されたのは、平成2年前後である。当時は、人口の高齢化、核家族化が進行したのに伴い、急速に社会福祉制度改革が進んでいた。

このようななか、オアシスの設置は「第一次川越市総合計画後期基本計画」に位置づけられ、内部会議と「川越市総合福祉センター建設検討懇話会」において基本構想が検討された。平成5年から工事を行い、平成7年のオープンに至った。

「川越市総合福祉センター建設検討懇話会」が提出した提言書には、「川越市総合福祉センターの具備する機能」（基本コンセプト）が次のとおり載っている。

①心身障害児者福祉センター

身体障害者福祉センターB型を中心とし、身体障害児及び精神薄弱児者（原文のまま）も利用できるものとする。このセンターは、在宅の障害者に通所の場を設け、創作的活動、機能回復訓練等各種デイサービス事業を実施し、心身障害児者の福祉向上を図る。

②老人福祉センター

老人福祉センターB型とし、地域の虚弱老人に対して、生活指導・日常動作訓練等デイサービス事業を実施し、老人の福祉向上を図る。

③社会福祉協議会

住民の参加協力をもとに、行政、福祉施設及び団体と連携協同しながら、家庭奉仕員の派遣等各種在宅福祉サービスを提供し地域福祉の推進をはかる。

④ボランティアセンター

連絡調整役として、コーディネーターを設置し、ボランティア活動の拠点としてボランティアの育成及びその活動の調整を行い地域福祉の向上を図る。

基本コンセプトには、「社会福祉協議会」という言葉が登場する。つまり、これによれば、オアシスは、市社協をこの建物に置き、心身障害者デイサービス、高齢者デイサービス、各種相談、ヘルパーの派遣、ボランティアセンターの設置などをもとに、総合的な地域福祉<sup>1</sup>を市行政と一体的に担っていこうという構想をもっていることがわかる。これをふまえると、いわば公共の施設であるオアシスのオープンとともに、市社協の発展があったといえる。



写真1 国道254号線側からみた川越市総合福祉センター（オアシス）

<sup>1</sup> 第二次川越市地域福祉計画では、地域福祉を、「障害の有無や年齢、性別などに関係なく、住民の一人ひとりが、住みなれた地域で、その人らしく輝き、安心して、生きいきと暮らせるよう、住民同士、各種団体や事業者等と行政との支え合い・助け合いによる地域社会の構築を図る取り組み」と定義している。

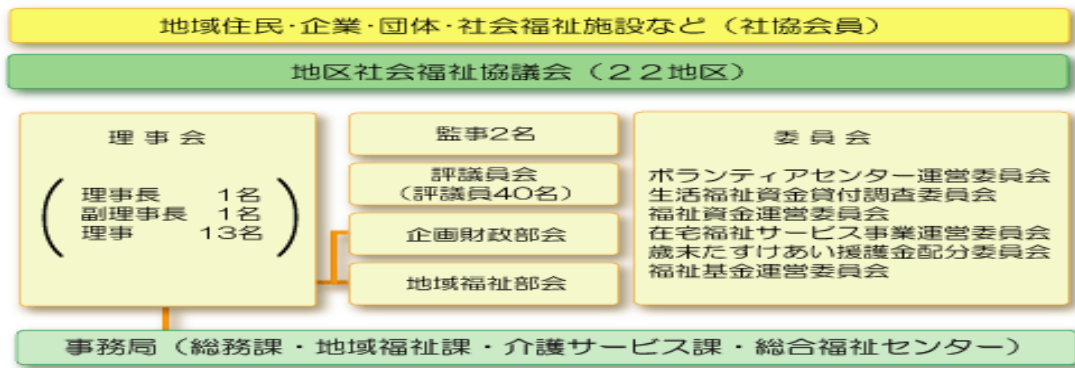
## 4 組織

市社協の組織は、意思決定機関としての理事会、「法人の重要な事項について議決する機関」としての評議員会、監査を行う監事、事務局長を長とする執行機関などで構成されている（図表 2-1）。

理事会は理事長 1 名、副理事長以下 14 名で構成されている。理事長には福祉部を担任する副市長が、理事のひとりには福祉関係行政職員として福祉部長が就いている。平成 13 年度から常務理事が空席であったが、平成 23 年 3 月に市職員 O B が同ポストに就任した。市社協の理事会構成員 15 名のうち、顧問弁護士 1 名を除くほとんどが、関係団体の長という充て職として選出されている（平成 22 年 7 月 1 日現在）。

事務局長以下の執行機関は、総務課、地域福祉課、介護サービス課、総合福祉センターで構成されており、平成 22 年 7 月 1 日現在の総職員数は 140 名（常勤プロパー 47 名、臨時 61 名、登録ヘルパー 29 名）である（図表 2-2、2-3）。

■組織図（図表 2-1）



（市社協公式ホームページより）

■職員数（図表 2-2）

		平成22年7月1日現在					
	事務局長	総務課	地域福祉課	介護サービス課	総合福祉センター	合 計	
事務局長	①					①	1
次長職		①		1	1	2	① 3
課長等			①			①	1
課長補佐・主幹		1	1		1	3	3
館長・係長・主査		1	3	4	3	11	11
主任・副主任・係員		4	9	7	11	31	31
常勤合計	①	6	① 13	12	16	47	③ 50
嘱託職員						0	0
臨時職員		1	9	34	17	61	61
登録ヘルパー				29		29	29
合 計	①	7	① 22	75	33	137	③ 140

○付数字は川越市からの派遣職員数 ※兼務の人員は含めず  
 ※職員数 140名(常勤プロパー47名 派遣3名 嘱託0名 臨時61名 登録ヘルパー29名)

■組織体制及び主な事務分掌（平成22年7月1日現在：図表2-3）

